

# 湯前町第7期障がい者計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画 策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

湯前町第7期障がい者計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（令和9年度から令和11年度まで）を策定するに当たり、計画策定支援業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することを目的とする。

## 2. 委託業務概要

### (1) 業務名

湯前町第7期障がい者計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定業務

### (2) 業務内容

別紙「湯前町第7期障がい者計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

### (4) 提案上限額

3, 135, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※提案上限額は契約予定額を示すものではなく、提案上限額を超えて提案した場合は審査の対象外とする。

## 3. 参加資格

本件に参加できる者は、次に挙げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定業務について受託実績を有すること。
- (2) 参加申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き又は再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (5) 参加申込日において、湯前町から指名停止を受けていないこと。
- (6) 参加申込日において、自己の不渡手形又は不渡り小切手により、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 湯前町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 個人情報の管理・取扱いについて、民間団体等が認定する「プライバシーマーク制度」の使用

認可又はISO等の認証を受けていること、若しくは、明確な規定を定め取り組んでいるものであること。

#### 4. スケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和8年6月22日(月)
質問受付期間	令和8年6月22日(月)～6月29日(月)午後5時
質問回答	令和8年7月1日(水)
参加申込み期間	令和8年6月22日(月)～7月6日(月)午後5時
企画提案書の提出期間	令和8年6月22日(月)～7月13日(月)午後5時
審査期間	令和8年7月15日(水)～7月22日(水)
審査(選定)結果の通知	令和8年7月24日(金)

※本プロポーザルに関する、事前説明会は実施しないものとする。

※上記スケジュールは、予定であり都合により、変更する場合がある。

#### 5. 問い合わせ先

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町1984番地(湯前町保健センター)

湯前町役場 保健福祉課 住民福祉係 大平

電話：0966-43-4112

FAX：0966-43-4134

E-mail：shougai@town.yunomae.lg.jp

#### 6. 質問書の提出等

- (1) 提出方法 質問書(様式3)を電子メールにより提出すること
- (2) 受付期間 令和8年6月22日(月)～6月29日(月)午後5時
- (3) 受付先 「5. 問い合わせ先」記載のとおり
- (4) 回答方法 令和8年7月1日(水)までに、参加申込みを受け付けた全ての者に対し、電子メールにより行うものとする。

#### 7. 参加申込み

##### (1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
- ②会社概要書(様式2)「パンフレットも添付のこと」
- ③業務実績書(任意様式)

※障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定業務の受託実績

- (2) 提出期間 令和8年6月22日(月)～7月6日(月)午後5時

- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- (4) 提出先 「5. 問い合わせ先」記載のとおり

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

#### ①企画提案書（A4版任意様式）

※別紙「湯前町第7期障がい者計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」に基づき作成すること。

#### ②業務実施体制表（様式4）

#### ③工程表（A4版任意様式）

#### ④見積書（A4版任意様式）

※必要経費について、業務内容及び人件費、印刷製本費等の内訳が分かるように、見積書及び内訳書を提出すること。

- (2) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）※副本はコピー可
- (3) 提出期間 令和8年6月22日（月）～7月13日（月）午後5時（必着）
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 提出先 「5. 問い合わせ先」のとおり

## 9. 委託事業者の選定等

### (1) 選定方法

湯前町第7期障がい者計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、「(2) 審査項目及び基準」に基づき、企画提案書等の内容について総合的に審査を行う。本審査は書類審査により行い、プレゼンテーション審査は実施しないものとする。

審査に当たっては、各委員の平均点を算出し、小数点以下を四捨五入した点数を得点とする。ただし、平均点を出す際は、最高得点及び最低得点を除くものとする。

当該提案者それぞれの得点が同じ場合は、「(2) 審査項目及び基準」の審査項目「③企画提案」の得点が高い者から順に選定する。

### (2) 審査項目及び基準

審査は、企画提案書等提出書類について、次表の審査項目及び評価基準により行います。

審査項目	評価基準		配点
	項目	着眼点	
①業務実績	業務実績	類似計画等の業務実績	10
②実施体制	責任者	責任者の実務経験等	5
	担当者	担当者の人数及び実務経験等	5

	個人情報保護	個人情報保護の対策 (プライバシーマーク、ISO認証、その他)	5
③企画提案	企画能力	社会情勢や国の動向等を踏まえた企画能力	10
	スケジュール	計画策定業務の全体工程	5
	各種調査	ニーズ調査の集計・分析等	5
	現状分析	各種調査及び給付実績等の把握	10
	本町の理解度	本町の現状把握と提案内容への反映の程度	10
	サービス量推計等	人口、サービス量の推計の算出に関する考え方(「見える化」システムの活用)	5
	計画策定支援	計画策定検討委員会、担当者打ち合わせの対応	5
	その他	業務に対する取り組み意欲、説得力、独自性	10
④見積金額		提案に対する見積価格の妥当性	15
	合計		100

### (3) 審査(選定)結果の通知

審査(選定)結果は、全ての企画提案者に通知するものとする。なお、選定に関する異議等は受け付けません。

### (4) 契約の締結

「9. 委託事業者の選定等」により最優秀提案者として選定された事業者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整った場合、当該事業者と随意契約を締結し、協議が整わなかった場合、次点の提案者と協議を行うものとする。

契約内容及び仕様については、企画提案書を基に湯前町と協議し、具体的な内容を決めるものとする。

## 10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出期間終了後の差替え、追加提出及び再提出は認めないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。